

鋼船規則 R 編及び関連検査要領における改正点の解説 (貨物船の制御場所に要求される固定式火災探知警報装置の配置)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 R 編及び関連検査要領中、貨物船の制御場所に要求される固定式火災探知警報装置の配置に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2026 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に対して適用される。

2. 改正の背景

SOLAS 条約第 II-2 章では、機関区域、居住区域、業務区域、制御場所及び貨物区域に対して固定式火災探知警報装置が要求されているが、IMO 統一解釈 MSC.1/Circ.1456 にて、制御場所へ固定式火災探知警報装置を設置しなくても差し支えない旨規定されている。本会は、これらを規則に取り入れている。

第 101 回海上安全委員会（MSC 101）において、停泊中の船舶の船橋や航海中に無人となる機関制御室及び貨物制御室にあっては、火災を検知することができないことから、制御場所に対して固定式火災探知警報装置を要求する提案がされ、2024 年に開催された第 108 回海上安全委員会にて決議 MSC.550(108)として改正案が採択された。さらに、当該改正に合わせて MSC.1/Circ.1456/Rev.1 として改正が承認された。

このため、MSC 108 にて採択された決議 MSC.550(108)及び承認された MSC.1/Circ.1456/Rev.1 に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

鋼船規則 R 編 7.5.1 として、船舶の保護方式(IC 方式, IIC 方式, IIIC 方式)に依らず、固定式火災探知警報装置をすべての制御場所及び貨物制御室に、煙を検知し得るように配置することを規定した。なお、制御場所として、規則 R 編 3 章 3.2.18 及び同検査要領 R3.2.18 にて規定される。

また、上記規定に伴い鋼船規則検査要領 R 編 R7.5.1 を削除した。なお、2026 年 1 月 1 日より前に起工する船舶にあっては、制御場所及び貨物制御場所に煙探知警報装置を設置する必要はない。